

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和7年4月18日

佐賀県県土整備部
まちづくり課長 小寺 孝志

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 委託業務名 | ARKS 植栽管理業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 入札説明書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和8年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県佐賀市松原一丁目1番1号 |

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第3項により造園工事A級の決定を受けている者
- (2) 佐賀市、小城市又は神崎市に本店、支店又は営業所を有する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）に次の（1）から（2）までの書類を添付し、令和7年4月25日（金）午後5時までに5の担当課に持参又は書留による郵送（※必着）すること。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

- (1) 営業概要書（様式第2号）
- (2) 同種業務の履行実績調書（様式第3号）

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査の上、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札への参加を認める。

なお、入札参加資格の確認結果は、令和7年4月28日（月）までに通知する。

また、通知の結果、参加資格がないと認められた者はその理由の開示を令和7年4月30日（水）までに5の担当に書面で請求することができる。

5 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

佐賀県県土整備部まちづくり課 公園担当

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

電話 0952-25-7159

6 入札書の提出場所等

入札に参加する者は、入札書（様式第4号）を持参すること。

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
5の担当課に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法
令和7年4月18日（金）から同月25日（金）までの日の午前9時から午後5時までの間、5の担当課において交付する。
- (3) 入札説明会
実施しない。

- (4) 入札及び開札の日時並びに場所
- ア 日 時 令和7年5月12日(月)14時00分
- イ 場 所 佐賀市城内一丁目5-14
旧自治会館1号会議室
- ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札とする。ただし、代理人が入札参加する場合は、委任状を併せて提出してください。
- (5) 開札に関する事項
- 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第3号の規定により全額免除する。

②契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により全額免除する。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

② 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、

当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

③ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第一回目を含めて2回を限度）を行います。

(6) 詳細は、入札説明書を参照すること。